

令和5年5月10日

保護者 様

市川市立第三中学校  
校長 大野 孝一

学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新緑の候、保護者の皆様にはご健勝のことと存じます。

さて、5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更となりました。それに伴いまして、学校生活における対応が下記の通り変更となりますので、ご対応宜しくお願い致します。

記

- 新型コロナウイルス感染症に感染した場合「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」が出席停止期間となります。  
登校の際には、治癒証明等は必要ありませんが、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願い致します。
- 濃厚接触者は特定されなくなりましたので、同居している家族が感染した場合でも、登校を控える必要はありません。ただし、登校に際して不安がある場合は、学校までご相談ください。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、感染拡大防止の観点からも自宅で休養することが重要です。  
インフルエンザと同様、その後新型コロナウイルス感染症と確認された場合は、出席停止となりますので、学校までご連絡ください。

※この件に関する問い合わせは教頭（371-7341）までお願いいたします。